「前橋クリエイティブシティ 県庁~前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ」を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年10月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 デザインコンペの概要
 - (1) 競技名称

前橋クリエイティブシティ 県庁~前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ

(2) 主催者

群馬県

- (3) 提案を求める内容
 - ①県庁~前橋駅の道路の空間デザイン
 - ②県庁前の県民広場の空間デザイン

2 応募資格

本件コンペに応募できる者は、次に定める内容を全て満たす者又はグループとする。

- (1) 本デザインコンペの対象は道路を含む都市空間デザインであることから、以下の技術者を配置する こと。技術者は、技術士として以下の該当分野の資格を有する者をそれぞれ必ず1名以上配置する こと。(同一人物が複数の分野を兼ねることは可能)
 - ①都市及び地方計画

②道路

- (2) デザインに関する一貫した監理を行うため、「デザイン監理者」を1名配置すること。 デザイン監理者は本プロジェクトに長期的に関わることができる者が望ましい。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 応募者又はその役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) グループを構成する場合は、構成員は、他構成のグループ又は単体で本デザインコンペに応募することはできない。
- (6) 2つ以上の事業者がグループを結成して応募する場合は、グループとして上記(1)から(5)の 条件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。
 - ①構成員は、グループの代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。
 - ②「参加表明兼誓約書」の受理以降における、代表者及び構成員の変更は原則認めない。
 - ③代表者とならない構成員にあっては、主催者に、グループの構成員であることを示す誓約書を提出すること。

前記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、本デザインコンペに応募することができない。

- (1)審査委員会の委員
- (2) 前記(1) に掲げる者と同居している親族又はこの者が自ら主宰し若しくは役員、顧問等として関係する組織に所属する者

3 手続き等

(1) 担当公所及び所在地

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市整備課都市プロジェクト推進室事業推進係

電 話 027-226-3840

FAX 0 27 - 221 - 5566

E-mail creative-city@pref.gunma.lg.jp

(2) 募集要項等の交付

本デザインコンペに関する募集要項等の資料は上記(1)担当公所及び所在地で直接入手するか、公式ウェブサイトから入手する。

【公式ウェブサイト】

https://creative-city.pref.gunma.jp



(3) 質問事項の取扱い

- ・公式ウェブサイトにアクセスし、質問フォームにより質問すること。
- ・質問事項は日本語を使用すること。
- ・質問受付期間:令和6年10月24日(木)~令和6年11月15日(金)
- ・受付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和6年11月上旬から随時、公式ウェブサイトで公開 する。公開は、質問者を特定できないように実施する。
- ・以下のような質問に対しては回答しない。
 - ①質問者の個人的な意見や、質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの。
 - ②公平な競争を阻害し得ると思われるもの。

4 応募方法

- (1) 提出期限
 - ·応募予定登録書提出締切:令和6年11月22日(金)
 - ・1次提案書提出締切 : 令和6年12月13日(金)
 - · 2次提案書提出締切 : 令和7年3月上旬

※日本時間同日午後5時必着とする。

(2) 提出方法

- ・公式ウェブサイトにアクセスし、各専用の提出フォームから提出すること。
- ・提出物は全て日本語を使用すること。

(3) 応募に必要な経費等

・応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

5 審査方法

- ・本デザインコンペは審査委員会において、1次審査及び2次審査の2段階で実施する。ただし、1次審査 通過者は、5者以内とする。
- ・1次審査は書類審査、2次審査は書類審査とプレゼンテーション審査を実施する。書類及びプレゼンテーションで使用する言語は日本語とする。
- ・2次審査については、審査委員会で最優秀作品、次点、入選を決定する。

6 審査結果の通知

(1) 1次審査 令和6年12月下旬

(2) 2次審査

令和7年3月下旬

7 失格要件

応募者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とする。最優秀作品を決定した後に、次のいずれか1つに 該当した場合も同様に失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの
- (2) 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが明らかになった場合
- (3) 書類に虚偽の記載をした場合
- (4)審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合
- (6) 生成系AI を活用したにも関わらず、提案作品のどの部分にどのように活用したかを応募作品提出 書類に具体的に明記しなかった場合
- (7)「県庁~前橋駅の道路空間」と「県庁前の県民広場」の基本設計に係る契約にあたり、随意契約を行 う者の条件を満たさないことが明らかとなった場合
- (8) その他審査委員会で失格事項に値すると判断された場合

8 その他

本デザインコンペに関し、この公告に記載のないものは募集要項によるものとする。